

## 議案第42号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月29日提出

壱岐市長 白川博一

#### 記

1 損害賠償の相手方

壱岐市石田町 個人

2 損害賠償額 35,000円

3 損害賠償の理由

令和5年5月15日午後2時30分頃、壱岐市郷ノ浦町釘山触の市道藤山鳥山線において、個人が運転する自家用車が、経年劣化等によりコンクリート舗装が破損している箇所を通過した際、脱輪により損害賠償の相手方の車両を損傷させた。

#### (提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。